



2023年11月30日
日本地震再保険株式会社

「パートナーシップ構築宣言」の公表について

日本地震再保険株式会社（取締役社長 伊東 正仁）は、「パートナーシップ構築宣言」を別紙のとおり公表いたしましたので、お知らせいたします。

本宣言は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、企業の代表者名で宣言するものであり、関係閣僚（内閣府、経産省、厚労省、農水省、国交省及び内閣官房副長官）と経団連会長、日商會頭、連合会長をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において創設された仕組みです。

当社は、経営理念である「家計地震保険制度の健全な運営を通して、豊かで安全な社会制度の維持・発展に寄与し、広く社会から信頼される企業を目指す。」のもと、取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、引き続き「地震災害に対する社会のレジリエンスの向上」に努めてまいります。

<お問合せ先>

日本地震再保険株式会社

管理・企画部 小布施 正紀（電話）03-3664-6078（Eメール）m-obuse@nihonjishin.co.jp

当社では、地震保険の付帯率向上や防災・減災を推進する活動を通じて、国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals）の達成に向けた取り組みを進めています。



「パートナーシップ構築宣言」

日本地震再保険株式会社（以下当社）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

○ 防災・減災への取り組み

- ・ 様々な機会を通じて地震保険の普及並びに防災・減災の意識啓発
- ・ 複合災害を想定した気候変動への取り組み

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社は、経営理念として以下を掲げています。

家計地震保険制度の健全な運営を通して、
豊かで安全な社会制度の維持・発展に寄与し、
広く社会から信頼される企業を目指す。

2023年11月28日

日本地震再保険株式会社 代表取締役社長 伊東 正仁